

## 保原町商工会におけるサポート詐欺被害事案について

このたび、保原町商工会（会長 佐藤晃司、会員503人）においてインターネット技術を悪用したサポート詐欺による金銭的被害を受ける事態が発生しました。

会員の皆様はじめ、関係各位に多大なご不安とご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

また、事案把握後から、関係各所との調査や指示等を仰ぎながら解決に向けて取り組んで参りました為、長時間経過してからのご報告となりました事を重ねてお詫び申し上げます。

今回の事態を重く受け止め、今後も県下商工会のセキュリティ対策の強化のため、役員を対象とした研修や情報管理体制の強化に取り組み、信頼の回復に努めて参ります。

### 1. 概要

8月26日午後5時20分頃に、該当商工会の職員がインターネット技術を悪用したサポート詐欺にあい、マイクロソフト社の社員をかたる悪意ある第三者（以下、犯人）の指示で業務用パソコン1台が遠隔操作され、犯人により本会預金口座から3回にわたり合計390万円が犯人の口座に送金されました。

不正送金が確認された後、警察に相談するとともに、関係機関に連絡し補償策等について検討しています。

また、詐欺にあっていた午後5時10分頃から午後8時15分頃までの間、犯人によりパソコンが遠隔操作されており、当該パソコンは個人情報保存してあるファイルサーバーに接続できる状態にあったことから個人情報が漏洩した可能性は否定できないため、2月17日に専門機関に調査を依頼するとともに、2月28日には全会員に対して情報漏洩の恐れがある旨の通知を行いました。専門機関による調査や、3月13日に別途全会員に実施したアンケート調査の結果、個人情報の漏洩は確認されませんでした。

### 2. 被害状況

(1) 金銭的被害 390万円

(2) 漏えい等が発生したおそれがある個人データの項目

媒体：電子媒体

項目：事業所情報（氏名、住所、電話番号、口座番号等）

※個人データに係る本人の数は約500人

### 3. 発生原因

当該商工会職員が、犯人のサポート詐欺の手口に騙され、商工会のパソコンを外部からの遠隔操作できる状態にしてしまいました。職員に対する情報セキュリティの教育が十分ではありませんでした。

### 4. 職員の処分について

本件に関与した本会職員については、規程に基づき懲戒処分を行いました。

### 5. 今後の対応

- (1) 県内商工会へ改めて注意喚起による指導及び情報セキュリティ、コンプライアンス研修会を開催し、再発防止に努めます。
- (2) 事務局長をトップとした情報管理体制を構築し、ガバナンスの強化を図る。

福島県商工会連合会